

# 「OCN 光 with フレッツ」利用規約【現改比較表】 2023年6月28日現在

～2023年6月30日

2023年7月1日～

## 第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 [エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社](#) (以下「当社」といいます。) は、この「OCN 光 with フレッツ利用規約」(料金表を含みます。以下「本規約」といいます。) を定め、本規約を遵守することを条件として、OCN 光 with フレッツ(以下「本サービス」といいます。) を提供します。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、契約者と当社との間における本サービスの利用に係る条件について適用します。なお、本規約に定めのない事項は [I P通信網サービス契約約款](#)の規定に準じて取り扱うものとし、本規約と [I P通信網サービス契約約款](#)に矛盾が生じた場合は本規約、[I P通信網サービス契約約款](#)の順で優先することとします。

2 (略)

第3条～第4条 (略)

(定義)

第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味

## 第1章 総則

(本規約の目的)

第1条 [株式会社NTTドコモ](#) (以下「当社」といいます。) は、この「OCN 光 with フレッツ利用規約」(料金表を含みます。以下「本規約」といいます。) を定め、本規約を遵守することを条件として、OCN 光 with フレッツ(以下「本サービス」といいます。) を提供します。

(本規約の範囲)

第2条 本規約は、契約者と当社との間における本サービスの利用に係る条件について適用します。なお、本規約に定めのない事項は [I P通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#)の規定に準じて取り扱うものとし、本規約と [I P通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#)に矛盾が生じた場合は本規約、[I P通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#)の順で優先することとします。

2 (略)

第3条～第4条 (略)

(定義)

第5条 本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味

～2023年6月30日	2023年7月1日～
-------------	------------

1 本サービス	当社の <a href="#">I P通信網サービス契約約款</a> に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース1及びコース3に係るものに限り、以下本規約において同じとします。）とフレッツ光等をOCN 光 with フレッツとしてあわせて契約するサービス
2～3	(略)
4 第2種契約	当社の <a href="#">I P通信網サービス契約約款</a> に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース1及びコース3に係るものに限り、以下本規約において同じとします。）の提供を受けるための契約
5～7	(略)
8 特定請求事業者	当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める <a href="#">「NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務」</a> に関する <a href="#">取扱い規約</a> に従い更に譲渡する事業者

1 本サービス	当社の <a href="#">I P通信網サービス契約約款 (OCN)</a> に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース1及びコース3に係るものに限り、以下本規約において同じとします。）とフレッツ光等をOCN 光 with フレッツとしてあわせて契約するサービス
2～3	(略)
4 第2種契約	当社の <a href="#">I P通信網サービス契約約款 (OCN)</a> に規定する第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ3のコース1及びコース3に係るものに限り、以下本規約において同じとします。）の提供を受けるための契約
5～7	(略)
8 特定請求事業者	当社が請求事業者に対して譲渡した債権を、請求事業者が定める <a href="#">「NTT ドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務」</a> に関する <a href="#">取扱い規約</a> に従い更に譲渡する事業者

第2章

第6条～第7条 (略)

(申込みの承諾)

第8条 当社は、[I P通信網サービス契約約款](#) のほか次のいずれかに該当すると判断したときは、申込みを承諾しないことがあります。

(1)～(4) (略)

2 (略)

第2章

第6条～第7条 (略)

(申込みの承諾)

第8条 当社は、[I P通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#) のほか次のいずれかに該当すると判断したときは、申込みを承諾しないことがあります。

(1)～(4) (略)

2 (略)

～2023年6月30日

2023年7月1日～

第9条 (略)

(契約者の地位の承継)

第10条 契約者は、相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、第2種契約については [I P 通信網サービス契約約款](#)の規定に準じて取り扱うものとし、フレッツ光等契約については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。

第11条 (略)

(契約に基づく権利の譲渡)

第12条 契約者は、本契約に基づく権利の譲渡の承認を受けようとするときは、第2種契約については [I P 通信網サービス契約約款](#)の規定に準じて取り扱うものとし、フレッツ光等契約については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。

(契約者が行う契約の解除)

第13条 契約者は、本契約を解除しようとするときは、第2種契約については [I P 通信網サービス契約約款](#)の定めに従い、そのことをあらかじめ I P 通信網サービス取扱所に当社の指定する方法により通知していただきます。フレッツ光等契約については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款の規定に従い手続きしていただきます。

第9条 (略)

(契約者の地位の承継)

第10条 契約者は、相続又は法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、第2種契約については [I P 通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#)の規定に準じて取り扱うものとし、フレッツ光等契約については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。

第11条 (略)

(契約に基づく権利の譲渡)

第12条 契約者は、本契約に基づく権利の譲渡の承認を受けようとするときは、第2種契約については [I P 通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#)の規定に準じて取り扱うものとし、フレッツ光等契約については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。

(契約者が行う契約の解除)

第13条 契約者は、本契約を解除しようとするときは、第2種契約については [I P 通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#)の定めに従い、そのことをあらかじめ I P 通信網サービス取扱所に当社の指定する方法により通知していただきます。フレッツ光等契約については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款の規定に従い手続きしていただきます。

～2023年6月30日	2023年7月1日～
<p>2 契約者は、事業法第26条の3第1項に規定する書面による本契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を請求することができます。第2種契約については <a href="#">I P 通信網サービス契約約款</a>の規定に準じて取り扱うものとし、フレッツ光等については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。</p> <p>（当社が行う契約の解除）</p> <p>第14条 当社が行う契約の解除は、<a href="#">I P 通信網サービス契約約款</a>の定めのほか、次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することがあります。</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 当社は、第1項の規定により、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。この場合において、第19条（料金の支払い）第2項又は <a href="#">I P 通信網サービス契約約款</a>共通編第39条（債権の譲渡）に規定する請求事業者又は特定請求事業者が通知を行うことがあります。ただし、緊急やむを得ない場合又は第2項により本契約を解除する場合は、この限りではありません。</p> <p>第15条～第17条 （略）</p> <p>第3章</p> <p>第18条 （略）</p> <p>（料金の支払い）</p> <p>第19条 （略）</p>	<p>2 契約者は、事業法第26条の3第1項に規定する書面による本契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を請求することができます。第2種契約については <a href="#">I P 通信網サービス契約約款（O C N）</a>の規定に準じて取り扱うものとし、フレッツ光等については、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社の I P 通信網サービス契約約款の規定に従うものとします。</p> <p>（当社が行う契約の解除）</p> <p>第14条 当社が行う契約の解除は、<a href="#">I P 通信網サービス契約約款（O C N）</a>の定めのほか、次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することがあります。</p> <p>(1)～(2) （略）</p> <p>2～3 （略）</p> <p>4 当社は、第1項の規定により、本契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。この場合において、第19条（料金の支払い）第2項又は <a href="#">I P 通信網サービス契約約款（O C N）</a>共通編第39条（債権の譲渡）に規定する請求事業者又は特定請求事業者が通知を行うことがあります。ただし、緊急やむを得ない場合又は第2項により本契約を解除する場合は、この限りではありません。</p> <p>第15条～第17条 （略）</p> <p>第3章</p> <p>第18条 （略）</p> <p>（料金の支払い）</p> <p>第19条 （略）</p>

～2023年6月30日

2023年7月1日～

2 料金表 第1表（料金）に規定するタイプ1のOCN一括請求タイプの場合は、契約者は、請求事業者の請求に基づき第2種契約及びフレッツ光等契約に係る料金をあわせて支払っていただきます。

(1) (略)

(2) 契約者は、本項の規定により支払いを要することとなったフレッツ光等の料金その他の債務に係る債権を、当社が請求事業者に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとし、契約者は、請求事業者の定める「[NTTレゾナントご利用料金等の請求・収納業務](#)」に関する取扱い規約に従っていただきます。

第20条 (略)

第4章 (略)

料金表 通則 (略)

第1表

1 (略)

2 月額料金

2-1～2-2 (略)

2-3 OCN 光 with フレッツ対応プラン

各プランは、次表のとおり第2種契約は [I P通信網サービス契約約款](#)、フレッツ光等契約は東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款に規定する品目に対応します。

2 料金表 第1表（料金）に規定するタイプ1のOCN一括請求タイプの場合は、契約者は、請求事業者の請求に基づき第2種契約及びフレッツ光等契約に係る料金をあわせて支払っていただきます。

(略)

(2) 契約者は、本項の規定により支払いを要することとなったフレッツ光等の料金その他の債務に係る債権を、当社が請求事業者に対し譲渡することをあらかじめ承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとし、契約者は、請求事業者の定める「[NTT ドコモのOCNご利用料金等の請求・収納業務](#)」に関する取扱い規約に従っていただきます。

第20条 (略)

第4章 (略)

料金表 通則～第1表 (略)

第1表

1 (略)

2 月額料金

2-1～2-2 (略)

2-3 OCN 光 with フレッツ対応プラン

各プランは、次表のとおり第2種契約は [I P通信網サービス契約約款 \(OCN\)](#)、フレッツ光等契約は東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社のI P通信網サービス契約約款に規定する品目に対応します。

～2023年6月30日

2023年7月1日～

附則（令和5年6月15日 レパN第009600000741-01号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年7月1日から実施します。

（吸収合併に伴う取り扱いについて）

2 エヌ・ティ・ティレゾナント株式会社（以下「レゾナント」といいます。）が次の表の左欄の規約（以下「旧規約」といいます。）の規定により締結し、令和5年5月15日付け吸収合併契約により当社に承継された契約の規定は、この改正規定実施の日において、次の表の右欄の規約（以下「新規約」といいます。）の規定によるものとします。

<u>旧規約</u>	<u>新規約</u>
<u>「OCN 光 with フレッツ」利用規約</u>	<u>「OCN 光 with フレッツ」利用規約</u>

3 旧規約によりレゾナントが締結した契約に係る内容については、当社に承継されたこの附則の2の表の右欄の規約に基づく契約において、なお従前のとおりとします。

4 この改正規定実施前に、レゾナントに対し旧規約の規定により行った手続きその他の行為は、新規約の規定に基づいて行ったものとみなします。